



業務委託契約書(案)

1. 委託業務の名称 鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務
2. 履 行 場 所 鶴岡市宝田三丁目地内ほか
3. 業務準備期間 契約締結日 から 令和9年3月31日 まで
4. 業務実施期間 令和9年4月1日 から 令和19年3月31日 まで
5. 業務委託費 ￥ _____ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ _____ 円)
6. 契約保証金 免除

上記の委託業務について、鶴岡市（以下「発注者」という。）及び●●●●（以下「受注者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の各条項によって公正な業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契約締結を証するため、本書●通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 ○ 年 ○ 月○○日

発注者 所在地 鶴岡市のぞみ町2番10号
鶴岡市
氏名 鶴岡市長 佐藤 聡

受注者

目次

第1章 総則

第1条	(総則)	1
第2条	(用語の定義)	1
第3条	(対象施設)	1
第4条	(業務の範囲)	2
第5条	(統括責任者の選任)	2
第6条	(施設運転維持管理業務に係る統括責任者及び副統括責任者の選任とその職務)	2
第7条	(業務関係者に関する措置請求)	2
第8条	(業務準備期間及び業務実施期間)	3
第9条	(契約の構成及び適用関係)	3
第10条	(善管注意義務)	3
第11条	(調査職員)	3

第2章 業務準備等

第12条	(施設機能の確認)	5
第13条	(事業・業務実施計画書)	5
第14条	(許認可の取得等)	5

第3章 要求水準

第15条	(流入基準)	6
第16条	(放流水質に関する要求水準を満たさない場合)	6
第17条	(流入水の水量及び水質の把握)	6
第18条	(流入水が流入基準を満たさない場合)	7
第19条	(脱水汚泥含水率に関する要求水準を満たさない場合)	7
第20条	(引継事項)	7

第4章 改善及び回復措置請求

第21条	(施設等の改善請求)	9
第22条	(回復措置請求)	9

第5章 業務の報告及び完了検査

第23条	(業務の報告)	11
第24条	(完了検査)	11

第6章 発注者の義務等

第25条	(業務委託費等の支払)	12
第26条	(物価の変動等に基づく業務委託費の変更)	12
第27条	(債務負担行為に係る契約の特則)	13
第28条	(契約不適合責任)	13
第29条	(履行監視・評価)	14
第30条	(発注者による申請等)	14

第7章 損害賠償等

第31条	(損害賠償)	15
第32条	(責任範囲)	15
第33条	(法令等の変更)	15

第8章 契約終了

第34条	(業務実施期間の満了による終了)	17
第35条	(発注者による契約解除)	17
第36条	(談合等による契約解除)	19
第37条	(違約金)	19
第38条	(損害賠償の予定)	19
第39条	(受注者による契約解除)	20

第9章 プロフィットシェア

第40条	(受注者の改善提案)	21
第41条	(受注者の改善提案における本契約の変更等)	21
第42条	(受注者の改善提案における本契約の変更等に伴う措置)	21

第10章 その他

第43条	(表明及び保証)	22
第44条	(発注者による委託内容の変更)	22
第45条	(受注者による委託内容の変更)	23
第46条	(不可抗力)	23
第47条	(契約の変更)	23
第48条	(国庫補助金制度の変更)	23
第49条	(契約上の地位の譲渡等)	24
第50条	(再委託)	24
第51条	(通知)	24
第52条	(著作権の利用等)	24
第53条	(著作権等の譲渡禁止)	25
第54条	(著作権の侵害防止)	25
第55条	(秘密保持)	25
第56条	(個人情報の取扱いの遵守)	26
第57条	(契約締結費用の負担)	26
第58条	(費用の負担)	26
第59条	(業務完了後の措置)	26
第60条	(準拠法及び管轄裁判所)	26
第61条	(誠実協議)	26

別紙1	遵守すべき関連法令等	27
別紙2	対象施設	29
別紙3	業務範囲及び内容	30
別紙4	施設機能の確認	33
別紙5	事業・業務実施計画書	34
別紙6	有資格者の配置	35
別紙7	流入基準	36
別紙8	要求水準	37
別紙9	要求水準を満たさない場合の対応	39
別紙10	流入基準未達の場合の対応方法	41
別紙11	業務委託費等の計算方法	42
別紙12	業務引継	47
別紙13	提出書類等	48
別紙14	リスク分担	50
別紙15	協力企業以外に再委託を認めない業務	51
別紙16	個人情報取扱特記事項	52

第1章 総則

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、本契約書（鏡、条文、別紙を含む。以下同じ。）に基づき、実施要領等（本件業務の実施に際し、発注者が公表した書類一式（実施要領、要求水準書、提案評価基準書、様式集、その他発注者が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書をいう。以下同じ。）及び業務提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（本契約書、実施要領等及び業務提案書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、本契約の履行に当たり、別紙1に示す関連法令等を遵守する。

3 本契約に定める催告、請求、通知、報告、承諾、指示及び解除は、書面により行わなければならない。

4 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 本契約の履行に関して、発注者と受注者の間で用いる計量単位は、本契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。

8 受注者は、共同企業体の組成及び運営に関し、発注者の認める内容の共同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。

9 受注者は、共同企業体協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写し、その他変更内容を証する書面を発注者に提出するものとする。

10 発注者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表企業に対して行うものとし、発注者が当該代表企業に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。

(用語の定義)

第2条 本契約で別途定める場合を除き、本契約における各用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 本件業務とは、本契約により発注者が受注者に委託する対象施設の包括的維持管理業務をいう。

(2) 要求水準とは、本契約に従い受注者が満たすべき業務の水準及びその他遵守すべき事項をいう。

(3) 法定基準とは、水質汚濁防止法における排水基準、同法に基づく都道府県条例による上乘せ基準、下水道法に基づく放流水質基準をいう。

(4) 契約基準とは、本契約に基づき発注者が設定した基準をいう。

(対象施設)

第3条 本件業務の対象施設は、別紙2に定めるとおりとする。

(業務の範囲)

第4条 受注者の業務範囲は、別紙3に定めるとおりとする。

2 受注者は、本契約で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

(統括責任者の選任)

第5条 受注者は、共同企業体の代表企業から統括責任者を1名選任し、配置しなければならない。また、受注者は、契約締結後、速やかに発注者に届けなければならない。なお、統括責任者を変更する場合も同様とする。

2 発注者は、本件業務に係るすべての行為を統括責任者に対して行うものとし、発注者が統括責任者に対して行った本件業務に係るすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本件業務に係るすべての行為について統括責任者を通じて行わなければならない。

3 統括責任者は、業務準備期間及び業務実施期間の変更、業務委託費の変更、請求及び受領、第7条第1項及び第2項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4 受注者は、前2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括責任者に委任せず自ら行使しようとする場合は、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(施設運転維持管理業務に係る総括責任者及び副総括責任者の選任とその職務)

第6条 受注者は、下水道第3種技術検定合格者又は下水道管理技術認定(処理施設)合格者で実務経験10年以上の者の中から総括責任者を1名及び副総括責任者を1名以上選任し、鶴岡浄化センターに配置しなければならない。

2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 現場の責任者として、従業員に対する指導、監督及び業務の指示に関すること。

(2) 施設の効率的かつ経済的な運転に関すること。

(3) 現場研修の実施等、技能の向上に関すること。

(4) 労働安全衛生に関すること。

(5) 緊急時における、各施設及び設備の対応に関すること。

3 副総括責任者は、総括責任者が不在又は欠けたときにその職務を行うものとする。

(業務関係者に関する措置請求)

第7条 発注者は、統括責任者が本件業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。

2 統括責任者以外で、受注者が本件業務を履行するために使用している従事者、第47条により受注者が本件業務の一部を再委託した再受注者等についても、前項を準用する。

3 受注者は、前2項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から7日以内に発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、発注者の職員又は本件業務以外の業務の受注者が著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。
- 5 発注者は、前項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から7日以内に受注者に通知しなければならない。

(業務準備期間及び業務実施期間)

第8条 業務準備期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

- 2 業務実施期間は、令和9年4月1日(以下「業務開始日」という。)0時00分から令和19年3月31日24時00分までとする。

(契約の構成及び適用関係)

第9条 本契約は、本契約書、実施要領等及び業務提案書と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。

- 2 前項の各書類の内容について齟齬又は矛盾がある場合は、本契約書、実施要領等、業務提案書の順で優先的な効力を有する。ただし、業務提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合は、その限りにおいて業務提案書が要求水準書に優先する。
- 3 第1項の各書類間で疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

(善管注意義務)

第10条 受注者は、本件業務の実施にあたり、業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の注意をもって誠実かつ効果的に行わなければならない。

(調査職員)

第11条 発注者は、調査職員を置いたときは、その職及び氏名を調査職員指定(変更)通知書により受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

- 2 調査職員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づき発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、次の各号に掲げる権限を有するものとする。
 - (1) 成果物を完成させるための受注者に対する本件業務に関する指示
 - (2) 本契約に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 本契約の履行に関する受注者との協議
 - (4) 本件業務の進捗の確認、その他本契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させる場合はそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員に本契約に基づく発注者の権限の一部を委任した場合は当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 本契約に定める書面の提出は、実施要領等に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

第2章 業務準備等

(施設機能の確認)

第12条 受注者は、別紙4に定めるところにより、対象施設の機能確認を行わなければならない。

2 当該機能確認の結果、所定の機能が確保されないと認められた場合、発注者及び受注者は、双方協議の上、速やかに必要な処置を講じなければならない。

(事業・業務実施計画書)

第13条 受注者は、別紙5及び別紙13に定めるところにより、事業実施計画書及び業務実施計画書を作成して発注者に提出し、確認を受けるものとする。

2 受注者は、発注者の確認を受けた事業実施計画書及び業務実施計画書に基づき本件業務を実施するものとする。

3 発注者は、提出された事業実施計画書及び業務実施計画書について、遅滞なく確認しなければならない。

4 受注者が提出した事業実施計画書及び業務実施計画書の変更を希望する場合、受注者は、変更希望日の7日前までに変更理由及び変更内容を発注者に書面で提出するものとする。

5 事業実施計画書が、本件業務の主旨を踏まえていなかった場合、発注者は受注者に対し改善を要求することができるものとする。受注者は、当該改善を行った事業実施計画書を、業務開始日までに、発注者に提出して確認を受けなければならない。

6 業務実施計画書の内容と、事業実施計画書で示した計画等との整合が確認できなかった場合、発注者は受注者に対し改善を要求することができるものとする。受注者は当該改善を行った業務実施計画書を、業務開始日又は別途発注者が指定する日までに発注者に提出し、確認を受けなければならない。

7 発注者は、業務実施計画書に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、受注者に説明を求めることができる。発注者は、受注者の説明を受けたうえで、なお業務実施計画書に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、受注者に改善（業務実施計画の見直しを含む。）を指示することができる。

8 発注者は、事業実施計画書及び業務実施計画書に記載された業務提案書記載内容について、受注者が実施していない、又は達成できていないことを認めた場合、別紙11に定める手続きにより、受注者に対し業務委託費の減額等を請求することができる。

(許認可の取得等)

第14条 受注者は、法令上、別紙6に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者を業務従事者の中に配置するものとする。

2 受注者は、法的規制を受ける業務については、有資格者において作業を行わせるものとする。

3 受注者は、前2項のほか、本件業務の実施に必要なその他の許認可等について、自らの責任と費用をもって取得し業務に当たるものとする。

第3章 要求水準

(流入基準)

第15条 発注者は、流入水の水量及び水質が、別紙7の流入基準を満たすよう、下水道管理者として努めるものとする。

- 2 発注者は、その故意又は過失によって流入基準に反する水量及び水質の流入水を流入させたことにより受注者に損害を生じたさせた場合、受注者に対しその損害（本契約に基づき追加費用として支払われた費用相当分を除く。）を賠償する責任を負うものとする。

(放流水質に関する要求水準を満たさない場合)

第16条 受注者は、すべての処理場における放流水を別紙8に示す放流水質に関する要求水準に適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、第18条第2項又は第18条第4項において、受注者の責任が問われない場合はこの限りではない。

- 2 受注者は、放流水質が別紙8に示す要求水準を満たしていないこと（以下「放流水質に関する要求水準未達」という。）が判明した場合及び放流水質に関する要求水準未達のおそれが生じた場合、別紙9に従った手続きをとるものとする。
- 3 受注者は水質試験により放流水質に関する要求水準未達が判明した場合及び放流水質に関する要求水準未達のおそれが生じた場合、直ちに発注者へ報告するものとする。また、放流水質法定基準が達成されなかったときは、応急処置をとる。場合によっては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の2による措置をとる。
- 4 前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、別紙8に示す放流水質に関する要求水準未達が判明した場合、別紙9に規定される対応手順に基づき、発注者は、要求水準の未達の内容を明示したうえで、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は改善計画書の提出を命じられてから24時間以内に改善計画書を発注者に提出しなければならない。受注者は発注者による改善計画書の確認を受けた後、改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 5 前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、別紙8に示す放流水質に関する要求水準未達が判明した場合、発注者は、別紙9及び別紙11に定められた基準に従い、業務委託費の減額、第35条による本契約の解除、第31条による損害賠償の請求及び第37条による違約金の請求等を行うことができる。
- 6 別紙9に示す発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により、受注者が別紙8に示す放流水質に関する要求水準を満たすことができない場合、前項の規定にかかわらず、発注者は、業務委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求又は違約金の請求等は行わないものとする。また、その場合、受注者は、受注者に生じた追加費用（受注者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く。）を発注者に請求することができるものとする。

(流入水の水量及び水質の把握)

第17条 受注者は、流入水の水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が別紙7に定める流入基準の範囲を逸脱している場合、速やかに発注者に報告するものとする。

- 2 発注者は、流入水の水量及び水質について、流入基準未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに受注者に通知するものとする。

(流入水が流入基準を満たさない場合)

第18条 流入水が別紙7に示す流入基準を満たしていないことが確認された場合においても、受注者は、別紙10に従い放流水質に関する要求水準を満たすことができるよう努めるものとし、発注者から指示がある場合はそれに従うものとする。

- 2 第1項の場合において放流水質に関する要求水準未達を確認した場合は、受注者は責任を負わず、これを理由とする業務委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等を行われないものとする。また、受注者は、発注者に対し、これにより生じた追加費用(受注者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く。)を別紙11に従い請求することができる。ただし、受注者が本条第1項の対応方法に従わなかった場合又は放流水質に関する要求水準未達について受注者に故意若しくは過失がある場合はこの限りではない。

(脱水汚泥含水率に関する要求水準を満たさない場合)

第19条 流入水の処理に伴い発生する汚泥等の処理は、別紙8に示すところによる。

- 2 受注者は、脱水汚泥含水率が別紙8に示す要求水準を満たしていないこと(以下「脱水汚泥含水率に関する要求水準未達」という。)が判明した場合及び脱水汚泥含水率に関する要求水準未達のおそれが生じた場合、別紙9に従った手続きをとるものとする。
- 3 受注者は脱水試験により脱水汚泥含水率に関する要求水準未達判明した場合及び脱水汚泥含水率に関する要求水準未達のおそれが生じた場合、直ちに発注者へ報告するものとする。
- 4 別紙8に示す脱水汚泥含水率に関する要求水準未達判明した場合、別紙9に規定される対応手順に基づき、発注者は、要求水準の未達の内容を明示したうえで、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は改善計画書の提出を命じられてから24時間以内に改善計画書を発注者に提出しなければならない。受注者は発注者による改善計画書の確認を受けた後、改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 5 別紙8に示す脱水汚泥含水率に関する要求水準未達判明した場合、発注者は、別紙9及び別紙11に定められた基準に従い、業務委託費の減額、本契約の解除及び違約金の請求等を行うことができる。
- 6 別紙9に示す発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により、受注者が別紙8に示す脱水汚泥含水率に関する要求水準を満たすことができない場合、前項の規定にかかわらず、発注者は、業務委託費の減額、本契約の解除又は違約金の請求等を行わないものとする。また、その場合、受注者は、受注者に生じた追加費用(受注者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く。)を発注者に請求することができるものとする。

(引継事項)

第20条 受注者は、別紙12に定めるところにより、前任受注者から業務引継を受け、又は後任受注者への業務引継を行わなければならない。

- 2 受注者は、必要に応じて、引継事項の内容を 変更するものとする。受注者は、引継事項の

内容を変更したときは、発注者に対し、速やかに引継事項を変更した旨を報告するものとする。

第4章 改善及び回復措置請求

(施設等の改善請求)

第21条 受注者は、本件業務を実施するうえで、発注者の責に帰すべき事由により対象施設に関わる施設、設備及び機器等に支障が生じた場合、発注者に対しその改善請求を行うことができる。

2 受注者は、前項の改善請求を行う場合、次の事項を明らかにした改善請求書を提出しなければならない。

- (1) 改善が必要な理由
- (2) 必要な改善措置案
- (3) 正常な管理を行ってきた記録（証拠の添付）

3 発注者は、改善請求書の提出があった場合、受注者と協議し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(回復措置請求)

第22条 第29条第1項及び第2項に規定する履行監視・評価の結果、実施要領等及び業務提案書に規定された維持管理がなされていないと発注者が判断した場合、発注者は、違反内容を明示したうえで、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は、改善計画書の提出を命じられてから7日以内に改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。受注者は、確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

2 発注者は、前項の期限内に受注者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む）、又は改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に施設機能の回復に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求することができる（以下「回復措置請求」という。）。

3 受注者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、発注者に対し、前項の書面の交付を受けた後14日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。

4 発注者は、前項の書面を受領した後14日以内に、受注者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。

5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合、発注者及び受注者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から14日以内に相手方に対して提出するものとする。

6 前項によっても意見が一致しない場合、発注者及び受注者は、専門家による仲裁を請求することができる。仲裁人は、発注者及び受注者と利害関係を有せず、かつ本件業務について十分な知識を有する者の中から、発注者及び受注者が1名ずつ選任し、選任された仲裁人が協議によりさらに1名を選任する。仲裁は、3名の仲裁人による多数決により行うものとする。仲裁に要する費用は自らが選任した仲裁人については各自が負担するものとし、仲裁人により選任された仲裁人については、その主張が認められなかった当事者が負担するものとする。

7 前項による仲裁の結果は、両当事者を拘束するものとする。

8 発注者は、公共の利益のためにやむをえない事情があると考え、本条第3項から第5項に規定された手続きがなされ、又は、本条第6項による仲裁がなされている期間においても、回復措置請求を遵守するよう受注者に命じることができる。ただし、本条第3項から第5項に規定する手続きにより回復措置請求が不適切であったことが判明した場合、又は、本条第6項による仲裁により回復措置請求が不適切であったと判断された場合、発注者はこれによって受注者に生じた損害を賠償するものとする。

第5章 業務の報告及び完了検査

(業務の報告)

第23条 受注者は、業務実施状況及び結果について、別紙13に示す日報、月報、年報その他報告書等（以下、「業務報告書」という。）を作成し、発注者に提出する。

- 2 発注者は、業務報告書の内容について、受注者に説明を求め、また、必要な範囲で、受注者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
- 3 受注者は、業務報告書及び業務の履行にあたり作成した書類等を常に責任をもって管理しなければならない。また、それらを外部に持ち出し、又は第三者へ提供する場合、事前に発注者の承諾を得なければならない。

(完了検査)

第24条 完了検査は、次のとおり行うものとする。

- (1) 月間の部分完了検査及び契約満了時の完了検査は、維持管理業務完了届が提出された日から起算して10日以内に受注者の立会いのもとで発注者が定めた検査員が実施し、月間及び契約満了時の提出書類の内容等について、照合及び確認を行うものとする。
- (2) 別紙3に示す本件業務のうち以下の業務については、令和11年度および同16年度内に完了検査を行う。
 - ① 現行ストックマネジメント計画の見直し
 - ② 現行ストックマネジメント計画に位置付けられた調査計画に基づく調査の実施

第6章 発注者の義務等

(業務委託費等の支払)

第25条 発注者は、前条第1号に定める完了検査の後、速やかに受注者にその結果を通知する。

- 2 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。
- 4 受注者は、第1項(第3項で準用される場合を含む。)の完了検査結果の合格通知を受けた後、対象月の流入水量や別紙8に示す要求水準の達成状況等をもとに、別紙11に従い各月の業務委託費(本契約に従い受注者が発注者に請求できる費用を含む。)を算定する。算定された業務委託費については、固定費に係る請求及びその他費用の請求のそれぞれの額を明示した書面(以下「請求書類」という。)により請求する。ただし、受注者が本契約に違反した場合、発注者は、別紙11に定めるところにより、発注者が支払う業務委託費の額を減額することができるものとする。
- 5 発注者は、前項の請求書類を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に業務委託費を支払うものとする。ただし、発注者の支払い手続き時において、受注者が本契約に違反している場合に限り、発注者は、当該違反の是正が確認されるまで業務委託費の支払いを留保することができる。
- 6 発注者は、前条第2号に示す業務については、完了検査の後、速やかに受注者にその結果を通知し、合格の場合には請求書類を受理した日から30日以内に業務委託費を支払うものとする。
- 7 発注者が前条第1号に定める期間内に完了検査を行わないときは、その期間を経過した日から完了検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、発注者は、業務委託費を支払うものとする。

(物価の変動等に基づく業務委託費の変更)

第26条 発注者又は受注者は、業務実施期間内において、契約締結の日から12ヶ月を経過した後ごとに、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託費の変更を請求することができる。

- 2 予期することのできない特別な事情により業務実施期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、業務委託費の変更を請求することができる。
- 3 発注者又は受注者により前2項の請求があったときは、双方協議のうえ、その額を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知するものとする。
- 4 各年度の薬品調達業務に係る費用の実績が別紙11の表-8に定める金額に対して1,000分の50を超えて増減した場合、発注者又は受注者は、業務委託費の変更を請求することができる。なお、受注者の創意工夫、業務の効率化による費用の削減である場合の業務委託費の

変更額は、削減額から、表-8に定める金額の1,000分の50の額を差し引き、2分の1を乗じた額とし、それ以外の場合の変更額は、増減額から表-8に定める金額の1,000分の50の額を差し引いた額とする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第27条 業務委託費の支払いの限度額(いずれも消費税及び地方消費税を除く。以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

業務委託費の支払限度額	金	円
(内訳)		
ア 施設運転維持管理業務費	金	円
イ 修繕業務費	金	円
ウ 緊急対応業務	金	円
エ 災害対応業務		精算払
オ スtockマネジメント計画策定業務	金	円
カ セルフモニタリング業務	金	円
キ 消耗品等調達業務	金	円
ク 廃棄物管理業務	金	円
ケ 施設管理業務	金	円
コ 環境整備業務	金	円
サ 汚泥資源化施設維持管理業務	金	円

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することができる。

(契約不適合責任)

第28条 発注者は、引き渡された修繕部分が本契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、修繕部分の修繕のやり直し又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託費の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託費の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 前号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行監視・評価)

第29条 発注者は、随時、発注者の費用で、別紙5に示す事業実施計画書及び業務実施計画書で定められた各業務の手順・方法・頻度等のプロセスの履行状況の確認や、別紙8に記載した要求水準に対し、運転管理プロセスや保安全管理プロセスによって得られた成果の評価を行うものとし、受注者はこれに協力するものとする。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。

2 発注者は、前項の履行監視・評価を行うために、通常の営業時間内において、対象施設へ立ち入ること、また、適宜受注者に説明や必要な資料の提供を求めることができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

(発注者による申請等)

第30条 本件業務の実施にあたり、発注者が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合、受注者は、書類の作成及び手続等について、本件業務に係るスケジュールに支障のない時期に実施できるよう協力する。

第7章 損害賠償等

(損害賠償)

第31条 受注者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受注者は発注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

- (1) 第16条第5項に定める場合
- (2) 業務実施期間中に生じた運転管理上の不備、誤操作等に起因する機器等の損傷、故障等により発注者に損害が生じた場合
- (3) 第34条第2項に定める場合
- (4) 前各号のほか、受注者の本契約規定への違反その他受注者の責に帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合

2 発注者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、発注者は受注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

- (1) 第15条第2項に定める場合
- (2) 設計、施工、材質及び構造上の欠陥、受注者以外の者による運転管理上の不備又は過失、天災事変、不測の事故等の事由により、受注者に損害が生じた場合
- (3) 前号のほか、発注者の本契約規定への違反その他発注者の責に帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合

3 受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受注者の責に帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができる。

4 発注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、発注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。発注者の責に帰すべき事由により受注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受注者は発注者に対して求償権を行使することができる。

5 本契約は、第三者に対して別紙8に示す放流水質契約基準による放流を保証するものではない。

(責任範囲)

第32条 本契約の各規定に定めるほか、発注者及び受注者の責任範囲については別紙14に従うものとする。

(法令等の変更)

第33条 受注者は、本契約締結日以降の法令等の変更（税制の変更を含む。）により本件業務の実施が困難となった場合、その内容の詳細を直ちに発注者に対して通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は受注者に対し、法令等の変更による本件業務への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、発注者は法令等の変更により履行困難となった受注者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、発注者及び受注者は、当該法令等の変更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限に

するよう努めなければならない。

- 3 発注者が受注者から第1項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本契約及び実施要領等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず変更された法令等の公布日から60日以内に本契約又は実施要領等の変更について合意が成立しない場合は、発注者が法令等の変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本件業務を継続する。
- 4 前項に基づく対応により発生する費用の負担は、以下のとおりとする。
 - (1) 本件業務に直接関係する法令等の変更（税制の変更については消費税及び地方消費税の変更に限る。）の場合には、発注者の負担とする。
 - (2) 前号以外の法令等の変更の場合には、受注者の負担とする。ただし、前号以外の法令等の変更により、本契約の継続が困難となる場合は、別途協議するものとする。
- 5 法令等の変更により、本件業務を行うことができなかった期間が発生した場合、原則として受注者は本件業務の残りの部分について履行する義務を負う。ただし、やむを得ず本件業務の一部が未履行のまま業務実施期間が満了したときの業務委託費については、本件業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。なお、本項規定は、本件業務の全履行を目的とする受注者の協力及び努力義務を免除するものではない。
- 6 法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができる。この場合には、第35条の規定を準用する。
- 7 前各項の規定にかかわらず、本件業務に係る国庫補助金制度が変更された場合は、第45条に従うものとする。

第8章 契約終了

(業務実施期間の満了による終了)

第34条 業務実施期間の満了により終了した場合、受注者は以下の義務を負う。

- (1) 受注者は、発注者の指示及び第20条に定めるところにより、新たに対象施設を運転する者に対し、対象施設に著しい施設機能の劣化や損傷がない状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項その他必要な図書を引き渡すものとする。
 - (2) 受注者は、発注者から貸与された備品・材料品類と同等かつ同数量以上のものを発注者に引き渡すものとする。
- 2 発注者は、自ら、又は本項に基づく評価の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、契約終了の30日前から14日前までの期間内において発注者が決定した日に、施設機能の評価を行う場合がある。施設機能の評価の結果、対象施設に著しい施設機能の劣化や損傷があると発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、対象施設の機能の回復に必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができる。ただし、発注者は、施設機能の評価を実施した日から14日以内に、請求するものとする。
- 3 前項の評価後契約終了時まで、対象施設について著しい施設機能の劣化や損傷があると判明した場合、発注者は、これにより発注者に生じた損害及び費用を受注者に請求することができる。ただし、発注者は、契約終了後14日以内に、違反の内容を受注者に対して通知するものとする。
- 4 本条第2項による請求がなされた場合、第22条第3項から第7項の規定を準用する。

(発注者による契約解除)

第35条 受注者について、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、発注者は、受注者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 第5条及び第6条に掲げる者を設置しなかったとき。
- (3) 第16条第5項又は第19条第5項に該当する場合。ただし、別紙9で定められた契約解除の条件を満たす場合に限る。
- (4) 第22条に基づく回復措置請求に正当な理由なく従わない場合。ただし、同条第3項に基づく不服申し立てによる手続きがなされている期間及び同条第6項に基づく仲裁がなされている期間においては、回復措置請求に従わないことを理由に解除することはできないものとする。
- (5) 第40条第1項に基づく表明及び保証が虚偽又は不正確なものであった場合。
- (6) 前各号のほか受注者が本契約に違反し、発注者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から14日以内に違反が是正されなかった場合。
- (7) 小切手又は手形の不渡があった場合。
- (8) 受注者が第39条の規定によらないで本契約の解除を申し出た場合。
- (9) 本契約に基づく業務が困難であると合理的に認められる場合。

- (10) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続きの開始の申立をした場合、又は、第三者によりこれらの手続きの開始の申立を受けこれらの手続きが開始された場合。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約若しくは工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ウ 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- エ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ 再委託契約にあたり、その契約の相手方がアからエまでに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- カ 受注者がアからエまでのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- キ 上記アからカに該当する場合の他、鶴岡市暴力団排除等条例（平成24年鶴岡市条例第6号）に違反すると認められるとき。
- 2 前項各号に掲げる事由の発生により、発注者により本契約が解除された場合、受注者は発注者に対し、第37条に定める違約金を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者は6ヶ月前までに通知をすることにより、いつでも本契約を終了させることができる。ただし、契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、業務委託費を上限とし、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額及び支払期限は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 4 第34条第1項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、発注者が施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、対象施設に著しい施設機能の劣化や損傷があると発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを受注者に対して請求することができる。
- 5 前項による請求がなされた場合、第22条第3項から第7項の規定を準用するものとする。

(談合等による契約解除)

第36条 発注者は、受注者が本契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号により規定する刑が確定したとき。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(違約金)

第37条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託費の100分の10を違約金として発注者の指定する期日までに発注者に支払うものとする。

- (1) 第35条第1項及び第36条の規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次のいずれかに掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(損害賠償の予定)

第38条 受注者は、第36条第1項各号のいずれかに該当するときは、本件業務の終了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託費の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に請求をす

ることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

- 3 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(受注者による契約解除)

第39条 受注者は、発注者が各号のいずれかに該当した場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 発注者が、業務委託費の支払いを1ヶ月以上遅延した場合

(2) 受注者の責に帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合

(3) 第40条第2項の表明・保証に違反した場合

2 前項により契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害を請求することができる。

3 第35条第4項及び第5項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

4 第1項に定める場合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、契約の解除をすることができない。

第9章 プロフィットシェア

(受注者の改善提案)

第40条 受注者は、本件業務について、要求水準書等に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書等に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

2 前項の受注者が提案できる範囲は、業務委託費の低減を伴うものに限るものとする。

(受注者の改善提案における本契約の変更等)

第41条 発注者は、前条による受注者の改善提案により、必要と認める場合は、受注者に対して本契約の変更の検討を指示することができるものとし、受注者は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を発注者に報告するものとする。

2 発注者は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて本契約を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、受注者に通知しなければならない。

3 変更後の本契約は、発注者が受注者に通知し、受注者が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。

(受注者の改善提案における本契約の変更等に伴う措置)

第42条 前条第2項により本契約を変更した場合、当該変更により、受注者に増加費用又は損害（業務委託費の減額は除く）が生じたときは当該増加費用又は損害を発注者が負担し、受注者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて業務委託費を減額するものとする。

2 前項において、発注者の負担する額又は受注者の業務委託費の減額を行う額については、双方協議して定めるものとする。ただし、受注者の委託料の減額については、業務委託費の額が低減すると見込まれる額の10分の●に相当する額を削減しないものとする。

3 前項により、業務委託費の減額を行った場合においても、受注者の改善提案を行った受注者の責任が回避されるものではない。

第10章 その他

(表明及び保証)

第43条 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 受注者による本件業務の遂行が受注者に適用される一切の法令に違反しないこと。
- (2) 第35条第1項第7号、第9号、第10号及び第11号に規定する事由が生じていないこと。
- (3) 公租公課を滞納していないこと。
- (4) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
- (5) 発注者から指名停止の処分を受けていないこと。
- (6) 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること。

2 発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 発注者が受注者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。
- (2) 本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。

3 前項に規定された事項に変更が生じた場合、発注者又は受注者は、それぞれの相手方に対して速やかに通知するものとする。

(発注者による委託内容の変更)

第44条 発注者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により本件業務の内容の変更を希望する場合、受注者に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という。）の3ヶ月前までに変更案（業務委託費部分を含まない。本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聞くよう努めなければならない。

2 受注者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから1ヶ月以内に、発注者に対し、変更案に対応する業務委託費に関する見積り（応募の際に添付した参考見積り内訳書と同様の内容及び別紙11と同様の内容を含むものとする。）を提出するものとする。

3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから1ヶ月以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。

4 発注者が見積りを承諾しない旨を受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及び業務委託費を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1ヶ月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる。）、発注者は変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。発注者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契

約が終了した場合、第34条及び第35条第2項を準用する。

- 5 発注者は、公益上やむをえない事由がある場合、第1項の期間を短縮することができる。この場合、受注者は変更案の受領後、可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

(受注者による委託内容の変更)

第45条 受注者は、本件業務の内容の変更を希望する場合、発注者に対して、変更を希望する日(本条において「変更日」という。)の3ヶ月前までに変更案(業務委託費部分を含む。本条において、「変更案」という。)を提出するものとする。なお、受注者は、事前に変更案について発注者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 発注者は、受注者に対し、前項の変更案を受領してから1ヶ月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議のうえ変更できるものとする。

(不可抗力)

第46条 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の前想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者及び受注者の責に帰することができない事由(流入水質及び流入水量が、別紙7に示す流入基準から著しく逸脱している場合を含む。以下、「不可抗力」という。)により、本件業務が著しく困難となった場合又は対象施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減することができるよう努めるものとする。これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は過失によって要した費用が増加した場合は、当該増加分は受注者の負担とする。

- 2 前項に規定する対象施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間の業務委託費については、発注者と受注者の協議により決定するものとする。
- 3 対象施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。また、対象施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、発注者の負担とする。

(契約の変更)

第47条 第44条から第46条に定めるほか、本契約は両当事者の書面による合意によらなければならない変更することができない。

(国庫補助金制度の変更)

第48条 本件業務に関する国庫補助金制度が変更される場合においては、発注者と受注者は対応について協議するものとする。

- 2 前項の協議が、協議開始日から30日以内に整わない場合、発注者は、必要となる本契約の変更を合理的に定めて受注者に通知するものとし、受注者はこれに従わなければならない。協

議開始日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知するものとする。

(契約上の地位の譲渡等)

第49条 受注者は、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託)

第50条 受注者は、別紙15に掲げる本件業務の一部を協力企業に限り再委託することができる。なお、受注者は、事前に再委託届及び当該協力企業の承諾書を発注者へ提出し、発注者の承諾を得るものとする。

2 受注者は、別紙15に掲げる業務を除く本件業務の一部を協力企業又は協力企業以外の第三者に再委託することができる。なお、受注者は、事前に再委託届を発注者へ提出し、発注者の承諾を得るものとする。

3 受注者は、前2項に基づき本件業務の一部を再委託した場合、再委託した業務の遂行につき一切の責任を負担する。この場合、再委託先の企業の責めに帰すべき事由は、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

4 発注者は、本件業務の実施にあたり、著しく不相当であると認められる再委託先について、交代を命じることがある。この場合、受注者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(通知)

第51条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

2 発注者の受注者に対する通知は、発注者の定める方式により受注者が発注者に届け出た場所に対して行うものとする。

3 前項の届出内容に変更があった場合、受注者は速やかに発注者に届け出なければならない。

(著作権の利用等)

第52条 発注者が本契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

2 受注者が本契約に基づき発注者に提出した情報、書類、図面等（受注者が著作権を有しないものを除く。以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合、受注者は、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡する。

3 受注者は、発注者が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作権者（発注者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第

20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 対象施設の維持管理、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

4 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 成果物の内容を公表すること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

5 発注者は、成果物について、成果物が著作物に該当するか否かに関わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

(著作権等の譲渡禁止)

第53条 受注者は、自ら又は著作者をして、成果物に係る著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の侵害防止)

第54条 受注者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

2 成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持)

第55条 発注者及び受注者は、次の各号に該当する場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の履行に伴い相手方から入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む。）を、第三者に対して開示しないものとする。

(1) 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。

(2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。

(3) 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。

(4) 法令及び条例により開示が義務付けられる場合（議会の開示請求がある場合を含む。）において、法令及び条例上必要である範囲内において開示する場合。

(5) 発注者又は受注者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。

(6) 相手方が書面により承諾した場合。

(7) 本契約が第35条又は第36条のいずれかにより解除された場合において、解除後に対象施設に関する業務を承継する者に対して事業実施計画を開示する場合。

2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

(個人情報の取扱いの遵守)

第56条 受注者は、本契約の履行に際し、個人情報の取扱いについては、別紙16に定める事項を遵守しなければならない。

(契約締結費用の負担)

第57条 本契約締結に関連して発生する費用は、受注者の負担とする。

(費用の負担)

第58条 業務準備期間中における本件業務の履行開始のために必要な準備費用は、本契約書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

2 本件業務の完了検査等に伴う必要な費用は、本契約書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(業務完了後の措置)

第59条 受注者は、業務完了時において、使用を承諾された貸与品及び施設等について、自らの負担で発注者が指定する期日までに原形に回復して、発注者に返還しなければならない。

2 受注者は、後任受注者が業務を支障なく遂行できるよう、必要な措置を取らなければならない。

3 受注者は、業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う契約不適合が発見された場合、直ちに当該修繕部分の修繕のやり直し又は代替物の引渡しによる履行の追完を行わなければならない。これにより受注者が作業を実施する場合、その作業に係る経費は、原則受注者の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第60条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 発注者及び受注者は、本契約に関する一切の紛争については、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(誠実協議)

第61条 本契約に定めのない事項について、必要が生じた場合又は本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議して定めるものとする。

別紙1 遵守すべき関連法令等

本件業務の実施にあたり遵守すべき関連法令等については、以下のとおりである。

1. 関連法令等

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (5) 職業安定法（昭和22年法律第141号）
- (6) 消防法（昭和23年法律第86号）
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (8) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- (9) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
- (10) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
- (11) 水道法（昭和32年法律第77号）
- (12) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (13) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
- (14) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (15) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）
- (16) 河川法（昭和39年法律第167号）
- (17) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- (18) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (19) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (20) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (21) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (22) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (23) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (24) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）（昭和50年法律第49号）
- (25) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (26) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
- (27) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- (28) 計量法（平成4年法律第51号）
- (29) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- (30) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- (31) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）
- (32) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第165号）
- (33) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）

- (34) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (35) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
- (36) クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）
- (37) 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
- (38) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- (39) 高圧受電設備規程
- (40) 内線規程
- (41) 鶴岡市個人情報保護条例（平成17年鶴岡市条例第9号）
- (42) 鶴岡市生活環境保全条例（平成17年鶴岡市条例第151号）
- (43) 鶴岡市公共下水道条例（平成17年鶴岡市条例第238号）
- (44) 鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号）
- (45) 鶴岡市財務規則（平成17年鶴岡市規則第55号）
- (46) 鶴岡市下水道事業会計規程
（平成17年10月1日鶴岡市企業管理規程第11号）
- (47) 鶴岡市下水道事業の契約に関する規程
（平成30年4月1日鶴岡市上下水道事業管理規程第2号）
- (48) その他関係法令、条例及び規程等

2. 要綱、要領、各種基準等

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説（前編、後編）－2019年度版－
（公益社団法人日本下水道協会）
- (2) 下水道維持管理指針（総論編・マネジメント編、実務編）－2014年版－
（公益社団法人日本下水道協会）
- (3) その他関連要綱、各種基準等

別紙2 対象施設

本件業務の対象施設については、以下のとおりである。

表-1 本件業務の対象施設（処理場）

施設名称	処理方式	処理能力		供用開始
		事業計画	現有能力	
鶴岡浄化センター	標準活性汚泥法	38,800 m ³ /日	38,800 m ³ /日	昭和55年5月
湯野浜浄化センター	オキシゲーションイッチ法	3,100 m ³ /日	3,100 m ³ /日	平成4年10月
小堅浄化センター	プレハブ式オキシゲーションイッチ法	210 m ³ /日	210 m ³ /日	令和2年4月
羽黒浄化センター	標準活性汚泥法	1,800 m ³ /日	2,200 m ³ /日	昭和60年6月
櫛引浄化センター	オキシゲーションイッチ法	2,300 m ³ /日	2,300 m ³ /日	平成7年11月
あさひ浄化センター	オキシゲーションイッチ法	910 m ³ /日	1,760 m ³ /日	平成12年7月
温海浄化センター	オキシゲーションイッチ法	1,900 m ³ /日	3,450 m ³ /日	平成元年4月
鼠ヶ関浄化センター	オキシゲーションイッチ法	1,100 m ³ /日	1,100 m ³ /日	平成11年4月

表-2 本件業務の対象施設（ポンプ場）

施設名称	揚水能力		供用開始
	事業計画	現有能力	
切添中継ポンプ場	16.0 m ³ /分	18.0 m ³ /分	昭和55年5月
新形中継ポンプ場	20.0 m ³ /分	20.0 m ³ /分	平成元年3月
大山中継ポンプ場	5.4 m ³ /分	5.4 m ³ /分	平成27年12月

表-3 本件業務の対象施設（汚泥資源化施設）

施設名称	供用開始
仮称 汚泥資源化施設	令和9年4月（予定）

別紙3 業務範囲及び内容

本件業務の範囲及び主な内容は以下のとおりとする。

(1) 施設運転維持管理業務

ア 保守点検業務

- ・ 機器及び設備の日常点検、定期点検、臨時点検
- ・ 機器及び設備の簡易修理
- ・ 機器周辺及び設備周辺の整理、清掃

イ 運転操作監視業務

- ・ 対象施設の監視、操作、記録等
- ・ 機器及び設備の操作、制御、設定、調整等
- ・ 管理日報の作成及び計器類の指示値の記録等
- ・ 運転操作等に係る設備周辺の整理、清掃

ウ 水質・汚泥試験業務

- ・ 定期的な水質及び汚泥性状の分析
- ・ 異常時の水質及び汚泥性状の分析
- ・ 各種分析結果の運転操作への反映
- ・ 各種分析に係るサンプリング
- ・ 各種分析に係るデータの整理、解析、報告
- ・ 各種分析に係る計測機器の校正、調整
- ・ 各種分析に係る薬品及び器具類の保管、管理
- ・ 各種分析に係る廃液の保管、管理、処分
- ・ 発注者の指導に基づく水質分析等の実施

エ 事務業務

- ・ 発注者との業務打合せ、報告
- ・ 提出書類の作成
- ・ 日誌、日報、月報及び年報の整理、運転記録の整理、文書等の作成及び整理
- ・ 完成図書及び設備台帳等の保管、整理

オ その他業務

- ・ 建物（事務室、廊下等）の清掃
- ・ 土木建築付帯設備の異常報告
- ・ 場内整備に係る備品及び材料等の整理、整頓
- ・ 場内の軽易な除雪作業
- ・ 消耗品及び備品等の保管、管理
- ・ 各種協議、会議及び工事等への出席、立会い
- ・ 産業廃棄物の場外搬出に係る補助
- ・ 施設見学及び施設説明等への対応

- (2) 修繕業務
 - ・ 修繕計画の検討
 - ・ 修繕の設計積算、発注、実施、現場監理
 - ・ 修繕記録の整理、報告
- (3) 緊急対応業務
 - ・ 緊急時における対応体制の確保
 - ・ 緊急時における臨時の点検、修繕、運転操作等
 - ・ 緊急対応に係る結果の記録、整理、報告
 - ・ 緊急対応に係る訓練の実施、記録、報告
- (4) 災害対応業務
 - ・ 災害時における対応体制の確保
 - ・ 災害時における臨時の点検、修繕、運転操作等
 - ・ 災害対応に係る結果の記録、整理、報告
 - ・ 災害対応に係る訓練の実施、記録、報告
- (5) スtockマネジメント計画策定業務
 - ・ 現行Stockマネジメント計画の見直し
 - ・ 現行Stockマネジメント計画に位置付けられた調査計画に基づく調査の実施
 - ・ Stockマネジメント計画の申請補助
 - ・ Stockマネジメントに関わる施設及び維持管理情報の蓄積並びに管理
- (6) セルフモニタリング業務
 - ・ セルフモニタリングの実施
 - ・ セルフモニタリング結果の記録、整理及び報告
 - ・ モニタリングに関する会議への出席
- (7) 消耗品等調達業務
 - ・ 消耗品調達業務
 - ・ 薬品調達業務
 - ・ 上水道調達業務
 - ・ 通信回線調達業務
 - ・ 都市ガス調達業務
- (8) 廃棄物管理業務
 - ・ 沈砂ピット等清掃運搬業務
 - ・ し渣清掃運搬処分業務
 - ・ 濃縮汚泥運搬業務
 - ・ 脱水汚泥運搬業務
 - ・ 廃棄物運搬処分管理業務
- (9) 施設管理業務
 - ・ 消化ガス成分分析業務
 - ・ 地下タンク清掃及び気密漏えい試験業務
 - ・ 市水受水槽・高架水槽点検清掃業務
 - ・ 電動ホイスト定格荷重試験業務
 - ・ 脱硫塔整備業務

- ・ ガスヒートポンプエアコン整備業務
- ・ 計器試験用測定器校正業務
- ・ 自家用電気工作物保安管理業務
- ・ 引込柱上機器清掃・点検業務
- ・ 吐口管理業務
- ・ 消防設備保守点検業務
- ・ 施設警備業務
- ・ 作業環境測定業務

(10) 環境整備業務

- ・ ワックス掛け等清掃業務
- ・ 飛砂処理業務
- ・ 植栽管理業務
- ・ 鑑賞池管理業務
- ・ 花壇管理業務
- ・ 雪囲い設置・撤去業務

(11) 汚泥資源化施設維持管理業務

別紙4 施設機能の確認

施設機能の確認については、以下のとおりとする。

1. 業務着手前の機能確認

- (1) 受注者は、令和9年2月28日までに、対象施設の現在有する機能を示す「施設機能確認書（業務着手前）」を作成し、発注者に提出すること。「施設機能確認書（業務着手前）」の対象とする設備及び同書の取り纏め方法等については、発注者と協議するものとする。
- (2) 発注者及び受注者は、双方立会いのもと、業務開始日の前日までに「施設機能確認書（業務着手前）」により機能確認を行う。
- (3) 受注者は、前項の機能を確認の後、その確認結果を「施設機能確認書（業務着手前）」に記載し、確認終了日を含む14日以内に発注者に提出し、承諾を受けなければならない。
- (4) 当該機能確認の結果、所定の機能が確保されないと認められたときは、双方協議し、速やかに必要な処置を講じる。なお、受注者の損害が認められる場合については、発注者は必要な費用を負担しなければならない。

2. 業務実施期間中における機能確認

- (1) 発注者及び受注者は、必要があると認めるときは業務実施期間中の随時、相手方に対し施設の全部又は一部の機能確認を行うことを求めることができる。この場合において、発注者及び受注者は、双方立会いのもと、速やかに機能確認を行う。
- (2) 受注者は、前項の確認結果を「施設機能確認書（業務実施期間中）」に記載し、確認終了日を含む14日以内に発注者に提出し、承諾を受けなければならない。
- (3) 当該機能確認の結果、所定の機能が確保されないと認められたときは、双方協議し、速やかに必要な処置を講じる。なお、その原因が受注者による場合については、受注者は自らの負担で対応しなければならない。

3. 契約終了時の機能確認

- (1) 発注者及び受注者は、双方立ち会いのもと、令和19年2月15日から同年2月28日までに確認書により機能確認を行う場合がある。
- (2) 発注者及び受注者は、契約解除により本契約が終了したときは、契約終了日を含む14日以内に、双方立会いのもとで確認書により機能確認を行う場合がある。
- (3) 受注者は、(1)又は(2)の確認結果を「施設機能確認書（契約終了時）」に記載し、確認終了日を含む14日以内に発注者に提出し、承諾を受けなければならない。
- (4) 受注者は、当該機能確認の結果、所定の機能が受注者の責めに帰すべき理由により確保されないときは、自らの負担で発注者に対して当該所定の機能が確保されないことに伴う損害を賠償しなければならない。

別紙5 事業・業務実施計画書

事業実施計画書及び業務実施計画書については、以下のとおりとする。

1. 事業実施計画書に記載する主な事項は、以下のとおりとする。
 - (1) 業務実施方針
 - (2) 業務実施体制（組織体制、人員配置計画、業務従業者調書、有資格者配置計画及び緊急連絡体制表を含む。）
 - (3) 安全衛生管理体制
 - (4) 保守点検業務実施計画（日常点検簿、定期点検簿を含む。）
 - (5) 運転操作監視業務実施計画
 - (6) 水質・汚泥試験業務実施計画
 - (7) 修繕業務実施計画
 - (8) 緊急対応業務実施計画
 - (9) 災害対応業務実施計画
 - (10) スtockマネジメント計画策定業務実施計画
 - (11) セルフモニタリング業務実施計画
 - (12) 消耗品等調達業務実施計画
 - (13) 廃棄物管理業務実施計画
 - (14) 施設管理業務実施計画
 - (15) 環境整備業務実施計画
 - (16) 汚泥資源化施設維持管理業務実施計画
 - (17) 各種訓練・現場研修実施計画
 - (18) コスト縮減実施方針
 - (19) エネルギー使用量削減実施方針
 - (20) その他必要な事項
2. 業務実施計画書に記載する主な事項は、前項(4)～(16)の年間及び月間の計画とする。

別紙6 有資格者の配置

有資格者の配置については、以下のとおりとする。

1. 施設運転維持管理業務等に係る有資格者の配置

※業務実績は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、公共機関等が発注し、完了した業務の実績とする。

- | | |
|--|-------|
| (1) 下水道第3種技術検定合格者又は下水道管理技術認定（処理施設）合格者で
実務経験2年以上の者 | 10名以上 |
| うち、実務経験10年以上の者 | 2名以上 |
| (2) 甲種又は乙種第4類危険物取扱者 | 2名以上 |
| (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 | 3名以上 |
| (4) 電気工事士（第1種）又は認定電気工事従事者 | 3名以上 |
| (5) クレーン運転業務特別教育修了者 | 2名以上 |
| (6) 玉掛け技能講習修了者 | 2名以上 |
| (7) 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 | 2名以上 |
| (8) アーク溶接等業務特別教育修了者 | 1名以上 |
| (9) 環境計量士（濃度） | 1名以上 |

2. スtockマネジメント計画策定業務に係る有資格者の配置

※業務実績は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、公共機関等が発注し、完了した業務の実績とする。

- | | |
|---|------|
| (1) 管理技術者：
技術士（総合技術監理部門（上下水道—下水道））の資格を有し、処理場及びポンプ場のStockマネジメント計画策定業務に関する管理技術者を務めた業務実績を有する者 | 1名以上 |
| (2) 担当技術者（建築）：
一級建築士の資格を有する者 | 1名以上 |
| (3) 担当技術者（機械）：
技術士（機械部門）又は技術士（上下水道部門（下水道））の資格を有する者 | 1名以上 |
| (4) 担当技術者（電気）：
技術士（電気電子部門）の資格を有する者 | 1名以上 |
| (5) 照査技術者：
技術士（総合技術監理部門（上下水道—下水道））の資格を有し、処理場及びポンプ場のStockマネジメント計画策定業務に関する照査技術者を務めた業務実績を有する者 | 1名以上 |

別紙7 流入基準

流入基準については、以下のとおりとする。

1. 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、表-4のとおりとする。

表-4 水量に関する流入基準 (m³/日)

施設名称	日最大処理水量 ^{※1}	時間最大処理水量 ^{※2}
鶴岡浄化センター	38,800	64,600
湯野浜浄化センター	3,100	3,980
小堅浄化センター	210	371
羽黒浄化センター	2,200	2,060
櫛引浄化センター	2,300	3,520
あさひ浄化センター	1,760	1,520
温海浄化センター	3,450	2,270
鼠ヶ関浄化センター	1,100	1,450

※1 現有能力とする。

※2 事業計画値とする。

2. 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、表-5のとおりとする。

表-5 水質に関する流入基準 (mg/L)

施設名称	BOD ^{※3}	SS ^{※3}
鶴岡浄化センター	303	322
湯野浜浄化センター	344	248
小堅浄化センター	291	334
羽黒浄化センター	310	326
櫛引浄化センター	303	284
あさひ浄化センター	412	376
温海浄化センター	254	323
鼠ヶ関浄化センター	311	290

※3 令和7年度実績(最大値)とする。

別紙8 要求水準

要求水準については、以下のとおりとする。

1. 放流水に関する基準

- (1) すべての処理場における放流水質に関する要求水準は表-6のとおりとし、水処理を良好な状態に保つよう運転すること。
- (2) 法定基準は、関係法令で規制を受ける排水基準である。水質試験の各回測定において達成すべき最低限の基準値とする。
- (3) 契約基準は、法定基準超過を生じさせないために、発注者が定める安全率を考慮した法定基準よりも厳しい契約上の基準値であり、水質試験の各回測定において達成すべき基準値とする。
- (4) 放流水質の測定については、その計測において発注者が立会いを求めることができる。

表-6 放流水質に関する要求水準

項目	単位	法定基準	契約基準
BOD	mg/L	15 以下	12 以下
SS	mg/L	40 以下	20 以下
大腸菌数	CFU/mL	800 以下	800 以下
その他の関連法令等に規定する項目		関連法令等に規定する基準	—

※「CFU」：コロニー形成単位 (Colony forming unit)

2. 脱水汚泥含水率に関する基準

- (1) 脱水汚泥含水率に関する要求水準は表-7のとおりとし、汚泥処理を良好な状態に保つよう運転すること。
- (2) 契約基準（各回測定値）は、発注者が定める契約上の基準であり、脱水試験の各回測定において達成すべき基準値とする。
- (3) 契約基準（年平均値）は、発注者が定める契約上の基準であり、脱水試験の各回測定値の年間平均において達成すべき基準値とする。

表-7 脱水汚泥含水率に関する要求水準

項目	単位	契約基準	
		各回測定値	年平均値
鶴岡浄化センター	%	82 以下	80 以下
あさひ浄化センター 温海浄化センター 鼠ヶ関浄化センター	%	85 以下	84 以下

※1 「脱水汚泥含水率」は以下のとおりとする。

- ア 各回測定値は、小数点第2位を四捨五入した値とする。
- イ 日平均値は、1日の各回測定値の平均値とし、小数点第2位を四捨五入した値とする。
- ウ 月平均値は、当該月の日平均値を平均した値とし、小数点第2位を四捨五入した値とする。
- エ 年平均値は、当該年の月平均値を平均した値とし、小数点第2位を四捨五入した値とする。

※2 脱水汚泥含水率の測定については以下のとおりとする。

- ア 鶴岡浄化センターについては、当日測定した含水率の各回測定値並びに、夜間等に脱水した未測定値を翌日ホッパで測定された測定値とする。ただし、遠心脱水機を用いて脱水した汚泥の含水率とし、圧入式スクリーブレス脱水機を用いて脱水した汚泥の含水率は含めないものとする。また、受注者は、鶴岡市コンポストセンターにおける脱水汚泥の処理に影響を及ぼすおそれのある凝集剤に変更する場合、事前に発注者と協議すること。
- イ あさひ浄化センター及び鼠ヶ関浄化センターについては、開始時と終了時のホッパに入る前の測定値とする。
- ウ 温海浄化センターについては、巡回時の測定値とする。

別紙9 要求水準を満たさない場合の対応

要求水準未達が判明した場合又は要求水準未達のおそれが生じた場合の対応については、以下のとおりとする。

1. 放流水質に関する基準について

受注者は、別紙8に示す放流水質に関する要求水準未達が判明した場合又は放流水質に関する要求水準未達のおそれが生じた場合、以下のような手続きをとる。

第1段階：未達の確認、報告

- ・ 受注者は、水質試験により放流水質に関する要求水準未達が判明した場合又は放流水質に関する要求水準未達のおそれが生じた場合、直ちに発注者に報告する。
- ・ 受注者は、放流水質法定基準が達成されなかった場合、応急処置をとる。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 流入水が別紙7に示す流入基準を満たしているにもかかわらず、放流水質に関する要求水準未達が判明した場合、受注者は、原則として主体的に原因究明を行い、放流水質に関する要求水準を満たすための改善措置を行う。
- ・ 放流水質に関する要求水準未達が判明した場合、発注者は受注者に対して改善計画書の提出を命じる。
- ・ 第16条第4項に基づき、受注者は、発注者より改善計画書の提出を命じられてから24時間以内に、改善期間及び改善方法等を記載した改善計画書を作成し発注者に提出すること。
- ・ 流入水が別紙7に示す流入基準を満たしていないことが確認された場合においても、受注者は、放流水質に関する要求水準を満たすことができるよう努めるものとし、発注者から指示がある場合はそれに従うものとする。
- ・ 原因究明、改善計画書の作成及び実施に係る費用は、受注者が負担する。ただし、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質に関する要求水準を満たすことができない場合、受注者は上記に係る費用を発注者に請求することができる。
- ・ 受注者は、自らの負担で水質試験等により改善措置の効果を確認し、放流水質に関する要求水準を満たせるようになるまで、改善状況を発注者に報告する。

第3段階：業務委託費の減額

- ・ 流入水が原因である場合及び発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質に関する要求水準を満たすことができない場合を除き、別紙11のとおり業務委託費を減額する。

第4段階：契約解除、違約金

- ・ 流入水が原因である場合及び発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質に関する要求水準を満たすことができない場合を除き、放流水質に関する要求水準を満たしていない状態が合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、又は改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書どおりに業務を行わない場合、発注者は契約を解除することができる。この場合、受注者は、第37条第1項に基づき、定められた違約金を支払う。

2. 脱水汚泥含水率に関する基準について

受注者は、別紙8に示す脱水汚泥含水率に関する要求水準未達が判明した場合又は脱水汚泥含水率に関する要求水準未達のおそれが生じた場合、以下のような手続きをとる。

第1段階：未達の確認、報告

- ・ 受注者は、脱水試験により脱水汚泥含水率に関する要求水準未達が判明した場合又は脱水汚泥含水率に関する要求水準未達のおそれが生じた場合、直ちに発注者に報告する。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 脱水汚泥含水率に関する要求水準未達が判明した場合、受注者は、原則として主体的に原因究明を行い、脱水汚泥含水率に関する要求水準を満たすための改善措置を行う。
- ・ 脱水汚泥含水率に関する要求水準未達が判明した場合、発注者は受注者に対して、改善計画書の提出を命じる。
- ・ 第19条第4項に基づき、受注者は発注者より改善計画書の提出を命じられてから24時間以内に、改善期間及び改善方法等を記載した改善計画書を作成し発注者に提出すること。
- ・ 原因究明、改善計画書の作成及び実施に係る費用は、受注者が負担する。ただし、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により脱水汚泥含水率に関する要求水準を満たすことができない場合、受注者は上記に係る費用を発注者に請求することができる。
- ・ 受注者は、自らの負担で行う試験により、改善措置の効果を確認し、脱水汚泥含水率に関する要求水準を満たせるようになるまで、改善状況を発注者に報告する。

第3段階：業務委託費の減額

- ・ 発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により要求水準を満たせない場合を除き、別紙11のとおり業務委託費を減額する。

第4段階：契約解除、違約金

- ・ 発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により脱水汚泥含水率に関する要求水準を満たすことができない場合を除き、脱水汚泥含水率に関する要求水準を満たしていない状態が合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、又は改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書どおりに業務を行わない場合、発注者は契約を解除することができる。この場合、受注者は、第37条第1項に基づき、定められた違約金を支払う。

3. 発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由は、以下を想定する。

- (1) 流入水質の流入基準未達が判明した場合
- (2) 流入水量の流入基準未達が判明した場合
- (3) 施設又は水質に重大な影響を及ぼす有毒物質、化学物質、油、きょう雑物等、異物の流入が判明した場合
- (4) 発注者が実施した工事、実験等により処理能力が低下した場合
- (5) 大規模停電等、電力供給の中止又は制限が長時間発生したことにより処理能力が低下した場合
- (6) その他、受注者の責めに帰すことができない外的要因による場合

別紙10 流入基準未達の場合の対応方法

流入基準未達が判明した場合及びそのおそれがある場合、以下のとおり対応するものとする。

1. 共通事項

流入基準未達が判明した場合及びそのおそれがある場合には、以下の対応をとる。

- ・ 受注者は、速やかに発注者に状況を報告するものとする。
- ・ 受注者は、発注者の指示のもと、原因の特定に協力するものとする。
- ・ 受注者は、できるだけ処理を行い、要求水準を満たす努力をするものとする。

2. 雨天時侵入水による流入基準未達

雨天時侵入水の流入による流入基準未達が判明した場合及びそのおそれがある場合には、以下の対応をとる。

- ・ 受注者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、沈砂池水位等の監視を行うものとする。

3. 異物の流入による流入基準未達

施設又は水質に重大な影響を及ぼす有毒物質、化学物質、油、きょう雑物等、異物の流入が判明した場合及びそのおそれがある場合には、以下の対応をとる。

- ・ 受注者は、発注者の指示のもと、異物及び排出元の特定に協力するものとする。
- ・ 受注者は、異物がエアレーションタンクへ流入しないよう必要な措置をとるものとする。

4. 不可抗力

上記の措置で対応できない場合は、不可抗力とする。

別紙 1 1 業務委託費等の計算方法

業務委託費等の計算方法については、以下のとおりとする。

1. 業務委託費の考え方

発注者が受注者に支払う業務委託費は、以下の算式によって算定される。

$$\text{業務委託費} = \text{固定費} + \text{その他費用}$$

ここで、

固定費 : 法定基準及び契約基準に対して未達がある場合の減額に際して、その対象とする費用。

その他費用 : 法定基準及び契約基準に対して未達がある場合の減額に際して、その対象から除く費用。

なお、その他費用に掛かる業務は表-8のとおりとする。

表-8 その他費用に掛かる業務

業務名称
① 修繕業務
② 緊急対応業務
③ 災害対応業務
④ スtockマネジメント計画策定業務
⑤ 消耗品等調達業務
⑥ 廃棄物管理業務
⑦ 施設管理業務
⑧ 環境整備業務
⑨ 汚泥資源化施設維持管理業務

業務実施期間中の各年度における固定費及びその他費用の内訳については、表-9に示すとおりとする。また、業務実施期間中の月額業務委託費は、表-10に示すとおりとする。

表-9 固定費及びその他費用の内訳（消費税込）

（単位：円）

年 度	固定費	その他費用		合 計
			うち、薬品調達業務に係る費用	
令和9年度				
令和10年度				
令和11年度				
令和12年度				
令和13年度				
令和14年度				
令和15年度				
令和16年度				
令和17年度				
令和18年度				
合 計				

表-10 月額業務委託費（消費税込）（1/2）

（単位：円）

月	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月			うちストックマネジメント計画策定業務に係る費用		
年度計					

表-10 月額業務委託費（消費税込）（2/2）

（単位：円）

月	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月			うちストックマネジメント計画策定業務に係る費用		
年度計					
総額					

表-11に示す費用は、実績に合わせて各年度最終月分の支払い時に精算するものとする。

表-11 精算の対象とする費用

精算対象
① 災害対応業務に係る費用 ② 消耗品調達業務のうち、薬品調達業務に係る費用 ※ただし、各年度の薬品調達業務に係る費用の実績が表-8に定める金額から1,000分の50を超えて増減した場合とする。 ③ 吐口管理業務のうち、以下の業務に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 異常出水時の臨時点検 ・ 地震、津波や上流部の災害時の臨時点検 ・ 国道管理者等の依頼による点検

なお、表-11②に係る精算の方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者の創意工夫、業務の効率化による費用の削減である場合の見直し額は、削減額から、表-9に定める金額の1,000分の50の額を差し引き、2分の1を乗じた額とする。
- (2) それ以外の場合の見直し額は、増減額から、表-9に定める金額の1,000分の50の額を差し引いた額とする。

2. 流入水が別紙7に示す流入基準を満たしている場合

(流入基準を超えているが、別紙10により発注者と受注者で対応可能と合意した場合を含む)

- (1) 放流水質が別紙8に示す契約基準を満たしている場合、業務委託費の全額を支払う。
- (2) 放流水質が別紙8に示す契約基準と法定基準の間で、契約基準を満たしていない場合、業務委託費を減額する。
- (3) 放流水質が別紙8に示す法定基準を満たしていない場合、業務委託費を減額する。
- (4) 減額幅は、当該月ごとに以下に従って算出する。
 - ・ 契約基準に対する未達がある場合は、業務委託費を基準超過1日につき当該月額業務委託費のうち固定費の1,000分の20を減額する。
 - ・ 法定基準に対する未達がある場合は、業務委託費を基準超過1日につき当該月額業務委託費のうち固定費の1,000分の30を減額する。

3. 流入水が別紙7に示す流入基準を超えている場合

- (1) 放流水質が別紙8に示す契約基準を満たしていない場合でも、業務委託費の減額は行わない。また、放流水質が別紙8に示す法定基準を満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は発注者が負担するものとする。
- (2) 受注者は、発注者に対し、受注者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除き、生じた追加費用を請求することができる。ここで、追加費用とは、流入基準を満たさない流入水を処理して別紙8に示す契約基準を満たすために要する費用をいう。ただし、受注者が別紙10に示す対応方法に従わなかった場合又は受注者に故意若しくは過失がある場合はこの限りではない。

4. 脱水汚泥の含水率が別紙8に示す基準を超えた場合

- (1) 契約基準（年間平均値）に対する未達がある場合は、超過分に係る運搬・処分費用として、次式により算出される額を減額する。

$$\begin{aligned} Pa &= Sa \times Ca - Sa \times \frac{1 - \frac{W1}{100}}{1 - \frac{Wa}{100}} \times Ca \\ &= Sa \times \frac{W1 - Wa}{100 - Wa} \times Ca \end{aligned}$$

Pa : 契約基準（年間平均値）に対する未達に係る業務委託費の減額（円）

W1 : 当該年度の脱水汚泥含水率 (年間平均値) (%)

Wa : 脱水汚泥含水率の契約基準 (年間平均値) (%)

Sa : 当該処理場から当該年度に発生した脱水汚泥量 (t-wet/年)

Ca : 当該処理場から当該年度に発生した脱水汚泥の運搬及び処分単価 (円/t-wet)

- (2) 契約基準 (各回測定値) に対する未達がある場合は、汚泥搬出先の変更が必要となることから、別の搬出先へ搬出することによる運搬・処分費の増加費用として、次式により算出される額を減額する。

$$\begin{aligned} P_b &= S_b \times C_b - S_b \times \frac{1 - \frac{W_2}{100}}{1 - \frac{W_b}{100}} \times C_a \\ &= S_b \times \left(C_b - \frac{100 - W_2}{100 - W_b} \times C_a \right) \end{aligned}$$

Pb : 契約基準 (各回測定値) に対する未達に係る業務委託費の減額 (円)

Sb : 搬出先の変更が必要となった脱水汚泥量 (t-wet)

W2 : 別の搬出先へ搬出する際の脱水汚泥含水率 (%)

Wb : 脱水汚泥含水率の契約基準 (各回測定値) (%)

Ca : 搬出先変更前の脱水汚泥の運搬及び処分単価 (円/t-wet)

Cb : 変更した搬出先における脱水汚泥の運搬及び処分単価 (円/t-wet)

5. 業務実施計画書に記載された業務が履行されていない場合

- (1) 2～4. 以外で、業務実施計画書に記載された業務が履行されていない場合、業務実施計画不履行1日につき月額業務委託費のうち固定費の1,000分の30を減額する。

別紙12 業務引継

業務引継については、以下のとおりとする。

1. 前任者からの業務引継

- (1) 受注者は、業務準備期間に自らの責任において、発注者及び前任受注者からの業務の引継ぎを受けること。
- (2) 受注者は、引継ぎにおいて必要となる資料及びデータを前任受注者より受けとること。
- (3) 業務引継に要する費用は、受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、前任受注者に対して、業務事項等の説明及び技術指導を要請することができる。
- (5) 設備警報等の通報先の変更は受注者の責任において行うものとし、発生した費用についても受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、業務引継完了後に業務引継確認書を発注者に提出しなければならない。

2. 後任受注者への業務引継

- (1) 受注者は、次期鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務の契約締結日から令和19年3月15日までの期間において、業務に係る技術指導を含むすべての事項について、発注者及び後任受注者に業務引継を行わなければならない。
- (2) 受注者は、業務の引継ぎに必要な資料及びデータを令和19年1月31日までに発注者に引き渡すこと。業務の引継ぎに必要な資料及びデータを発注者に提出し、承認を得てから引継ぎを行うこと。
- (3) 受注者は、令和19年1月31日までに業務引継書を作成しなければならない。業務引継書は、対象施設固有の運転管理手法や保守点検上の留意点等を、後任受注者が把握可能なように、以下の項目の内容を記載するものとする。
 - ・ 施設及び設備の機能状況及び留意すべき特性等
 - ・ 各機器の振動及び異音の状態
 - ・ 常時及び非常時の計装設備調整並びに設定状況
 - ・ 対象設備特有の運転操作方法、運転上特別な操作及び運用方法
 - ・ 緊急事態発生時における対応方法
 - ・ その他留意事項
- (4) 受注者は、前項が記載された業務引継書をもって後任受注者の業務の履行に支障をきたさぬよう引継ぐとともに、技術指導を行うものとする。なお、契約終了後においても、その内容について後任受注者から説明等の申し出があった場合、受注者は誠意をもって対応しなければならない。
- (5) 業務引継は、受注者、発注者及び後任受注者で行い、後任受注者は業務引継完了後、令和19年3月31日までに業務引継確認書を発注者に提出しなければならない。

別紙13 提出書類等

提出書類等については、以下のとおりとする。

1. 各種提出書類について

各種提出書類については、紙及び電子データによる提出ができるよう備えること。

任意様式による提出にあたっては、その様式・必要な項目・記載要領等について、事前に発注者の承認を得た様式を用いて提出すること。

令和9年4月1日より使用する書類等については、契約締結後、速やかに発注者に提示し、承認を得てから使用すること。データを提出する場合は、事前にウイルス等のチェックを行い、電子メール等により提出すること。

(1) 契約締結後速やかに提出分

- ① 着手届 (任意様式)
- ② 協力企業に係る承諾書 (任意様式)
- ③ 統括責任者選任届 (任意様式)
- ④ 総括責任者選任届 (任意様式)

(2) 令和9年2月28日まで提出分

- ① 事業実施計画書 (任意様式)
- ② 施設機能確認書（業務着手前） (任意様式)
- ③ 業務引継確認書 (任意様式)
- ④ セルフモニタリング実施計画書 (任意様式)

(3) 年度当初提出分（毎年3月25日まで提出）

- ① 業務実施計画書（年間） (任意様式)

(4) 毎日提出分

- ① 汚泥運搬状況報告書 (任意様式)

(5) 毎週提出分

- ① 汚泥週間搬出予定表 (任意様式)
- ② 故障週間報告書 (任意様式、1週間分)

※詳細、対応状況、写真については、対応後に別途故障報告書（実施後提出）にて提出すること。

(6) 毎月提出分（毎月25日まで提出）

- ① 業務実施計画書（月間） (任意様式)
- ② 脱水汚泥月間搬出計画書 (任意様式)

(7) 毎月提出分（翌月5営業日まで、3月分については3月31日まで提出）

- ① 請求書 (指定様式)
- ② 委託業務部分完了通知書 (指定様式)
- ③ 業務実施報告書（月間） (任意様式)

(8) 毎月提出分（翌月20日まで提出）

※最終年度の3月分については3月31日までに提出すること。

- ① セルフモニタリング結果報告書 (任意様式)

(9) 9月末提出分、3月末提出分

※9月末提出分は4月～9月、3月末提出分は4月～3月のデータとする。

- ① 業務実施報告書（年間）

(10) 実施後提出

- ① 本市の指示があるものについて業務完了後速やかに提出すること。

- (1 1) スtockマネジメント計画策定業務着手後速やかに提出
- ① スtockマネジメント計画策定業務 着手届 (任意様式)
 - ② スtockマネジメント計画策定業務 工程表 (任意様式)
 - ③ スtockマネジメント計画策定業務 管理技術者届 (任意様式)
 - ④ スtockマネジメント計画策定業務 照査技術者届 (任意様式)
 - ⑤ スtockマネジメント計画策定業務 職務分担表 (任意様式)
- (1 2) 令和12年3月15日、令和17年3月15日までに提出
- ① スtockマネジメント計画策定業務 成果物引渡書 (任意様式)
 - ② スtockマネジメント計画策定業務 報告書 (任意様式)
 - ③ スtockマネジメント計画策定業務 参考資料 (任意様式)
 - ④ スtockマネジメント計画策定業務 打合せ議事録 (任意様式)
 - ⑤ スtockマネジメント計画書 (任意様式)
 - ⑥ スtockマネジメント計画策定業務 電子成果品 (任意様式)
- ※業務期間途中においても、発注者が部分提出を求める際には速やかに提出すること。
- (1 3) 必要に応じて提出
- ① 再委託承認申請書 (任意様式)
 - ② 従業員変更届 (任意様式)
 - ③ 写真、グラフ等 協議による
例：鶴岡浄化センターの汚泥性状による脱水性 他
- (1 4) 契約満了時提出分
- ① 請求書 (指定様式)
 - ② 委託業務部分完了通知書 (指定様式)
 - ③ 業務引継確認書 (任意様式)
※令和19年3月31日までに提出すること。
 - ④ 施設機能確認書 (任意様式)
※機能確認終了日を含む14日以内に提出し、承諾を得ること。

2. 機械、電気・計装設備保守点検について

受注者は、下水道処理施設本来の性能を発揮させるため、日頃の維持管理を十分に行うものとする。また、常に施設を良好な状態に保つため、日常点検、定期点検及び体制の整備について、点検簿を作成のうえ点検を実施すること。

なお、点検簿の点検項目、点検頻度については、下水道施設維持管理積算要領中の下水道施設機械・電気設備保守点検基準及び機器取扱説明書等を参考に、休止施設等運転状況を考慮し作成すること。

3. その他

保管及び整理する書類等は以下のとおりとし、業務実施期間中においては適切な管理を行うこと。また、棄損・逸失のないよう努め、発注者了解を得て必要に応じて廃棄、処分等を行うこと。

- (1) 完成図書 一式 (貸与品)
- (2) 設備台帳 一式
- (3) 各種データファイル (必ずバックアップデータをとり保存すること)
- (4) 記録計におけるチャート紙 一式
- (5) 通信回線請求明細書
- (6) その他維持管理上作成した書類

なお、(4)～(6)については、10年間保存する必要があることから、保管年月日を整理すること。

別紙14 リスク分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
選定	契約締結リスク	発注者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		受注者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
		発注者による記載の誤り、又は内容の変更による場合	○	
共通	法令等の変更リスク	本件業務に直接関係する法令等の変更	○	
		本件業務に直接関係しない法令等の変更		○
	許認可リスク	発注者が取得する許認可の遅延によるもの	○	
		受注者が取得する許認可の遅延によるもの		○
	税制の変更リスク	本件業務に直接関係する新税制度の設立や税率の変更	○	
		法人に課される税金のうち、その利益に課される者の税制度の変更		○
	第三者賠償リスク	受注者の行った不適切な業務により第三者に与えた損害		○
		上記以外の原因により第三者に与えた損害	○	
	住民問題リスク	本件業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動及び訴訟	○	
		受注者が実施した不適切な業務に対して生じた住民反対運動及び訴訟		○
	環境保全リスク	受注者の行った不適切な業務に起因する、周辺水環境の悪化、騒音、振動又は臭気等の環境問題		○
		上記以外のもの	○	
	業務中止及び延期に関するリスク	発注者の指示又は債務不履行によるもの	○	
		受注者の業務放棄及び破棄によるもの		○
	物価金利変動リスク	業務実施期間中のインフレ及びデフレ	○	
維持管理	業務量の増大リスク	不可抗力又は発注者の指示による業務の増大	○	
		上記以外のもの		○
	突発的に必要となった修繕費の増大リスク	受注者の責による修繕費の増大		○
		上記以外のもの	○	
	事故、災害リスク	受注者の責による事故及び災害等の発生(再委託先及び関係者による事故、施設及び設備の損傷、場内の不法投棄等含む)		○
		上記以外のもの	○	
	不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による施設及び設備の損害	○	
	修繕等の遅延リスク	発注者が実施する修繕等の遅延による施設及び設備の機能の不足	○	
		受注者が実施する修繕等の遅延による施設及び設備の機能の不足		○
	施設、設備の損傷リスク	施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理を実施しなかったことに起因する施設及び設備の損傷		○
		受注者の責による事故、災害等による施設及び設備の損傷		○
		上記以外のもの	○	
	要求水準の未達リスク	流入基準を満たす条件下での要求水準の未達		○
		流入基準を満たさない条件下での要求水準の未達	○	
		不可抗力による要求水準の未達	○	

別紙15 協力企業以外に再委託を認めない業務

- ① 施設運転維持管理業務
 - ・ 保守点検業務
 - ・ 運転操作監視業務
- ② 緊急対応業務
 - ・ 初期対応に係る業務
- ③ 災害対応業務
 - ・ 広域災害及び大規模災害を除く初期対応に係る業務
- ④ スtockマネジメント計画策定業務
 - ・ 現行Stockマネジメント計画の見直し
 - ・ Stockマネジメント計画の申請補助
 - ・ Stockマネジメントに関する維持管理方法の蓄積及び管理
- ⑤ セルフモニタリング業務
- ⑥ 消耗品等調達業務
- ⑦ 廃棄物管理業務

別紙16 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本件業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 受注者は、個人情報を取得するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う業務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(漏えい、改ざん、滅失、き損等の防止)

第4 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、改ざん、滅失、き損等の防止など必要な措置を講じ、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、本件業務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(業務従事者の監督等)

第7 受注者は、本件業務に従事している者を監督し、当該従業者に対して在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するなど、個人情報の保護に必要な教育をするものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、本件業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、本件業務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその方法によるものとする。

(調査等)

第10 発注者は、受注者が本件業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について随時調査し、又は受注者から報告を求めることができる。

(事故発生時における報告等)

第11 受注者は、本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示するところにより必要な対策を講じるとともに、生じた損害の賠償をしなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第12 発注者は、受注者が本個人情報取扱特記事項に違反していることを確認した場合は、本契約を解除し当該違反行為に係る損害を賠償させることができる。

